

令和7年度第4回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月12日（金）
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 庁議室
- 3 招 集 日 令和7年11月28日
- 4 出席委員 今井 博之、浮谷 善軌、須賀 勝巳、高橋 祐美、
笠原 裕司、池田 郁雄、高杉 幹、小倉 浩、
堀内 龍文、小高 由美子、布施 幸一
- 5 欠席委員 石幡 恒美、三木 哲
- 6 事 務 局 吉野市民生活部長、山崎保険年金課長、岡田保険年金課
長補佐、金窪国民健康保険係長、千葉保険料収納係長、
鵜藤主査、中村主任主事、五十嵐主事
- 7 傍 聽 者 1名
- 8 議 題 子ども・子育て支援金制度の導入について（諮問）
- 9 配付資料 子ども・子育て支援金制度の導入について
子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度
国民健康保険料の見直しについて（諮問書写し）
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時35分
- 11 議事内容 次のとおり

市長より挨拶、諮問書の交付、委嘱状交付（前回御欠席委員について）後開会

（事務局）

ただ今から令和7年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

－会長挨拶－

（事務局）

ありがとうございました。

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

（議長）

これより議事に入ります。

本日の出席者は、委員13名のところ11名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、傍聴者1名から、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

それでは、本日の議題として、市長より諮問のありました「子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年度国民健康保険料の見直し」について、審議するに当たり、まずは事務局から説明をお願いします。

なお、説明や、このあとの質疑応答については、着座のままで結構です。

（事務局）

保険年金課長の山崎です。

失礼して着座させていただきます。

私から、子ども・子育て支援金制度の導入について、ご説明させていただきます。

子ども・子育て支援金制度の概要については、前回の任期から委員になられていた皆様には、5月23日の第1回国保運営協議会及び8月22日の第2回国保運営協議会において、そして、現在の委員の皆様には10月3日の第3回国保運営協議会において、ご説明させていただきました。

本日は、皆様にご審議いただくにあたり、子ども・子育て支援金に係る賦課の方式や保険料率の案について、ご説明させていただきます。

なお、先ほど、市長より会長にお渡しした諮問書につきましては、資料として皆様のお手元に写しをお配りしております。

それでは、ご説明を始めさせていただきますので、スクリーンまたはお手元にお配りした資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。子ども・子育て支援加速化プランで定められた6事業について、子ども・子育て支援金として被保険者の皆様から徴収し、それを国に納付し、財源として充てるということです。

なお、この制度は、国民健康保険のみならず、会社の健康保険や後期高齢者医療制度など、全ての保険制度が対象となっています。

2ページ目をご覧ください。

子ども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業ですが、児童手当の抜本的拡充など6つの事業に充てることとなっています。

3ページ目をご覧ください。

現在の社会保険制度は拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっています。国はこの子ども・子育て支援金制度において、子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みであるとしています。

そして、子どもや子育て世代にとって、支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充、高齢世代や子育て中でない方にとっても実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めると、説明されています。

そして、制度創設にあたっては、歳出改革と賃上げによって、社会保障負担率の軽減効果を生じさせ、この範囲内で制度を構築するとしています。

4 ページ目をご覧ください。

国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。

また、この3つの区分それぞれに被保険者の所得に応じて計算される所得割、加入者1人ごとに計算される均等割、1世帯ごとに計算されるもので、流山市では医療分のみにある平等割があります。

共通になりますが、被保険者の総所得金額等が一定基準以下の場合、均等割と平等割が軽減される、7割・5割・2割軽減というものがあります。

3区分合わせて、1人当たり平均保険料は年間118,454円、月額、9,871円となっています。これらに加えて、令和8年度からは新たに4区分目として、子ども・子育て支援金分が始まります。

5 ページ目をご覧ください。

支援金賦課の仕組みについて、言い換えれば、支援金保険料の仕組みということになります。

支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。18歳未満流山市国保被保険者の均等割総額を、全ての18歳以上流山市国保被保険者で負担し、子どもがいる世帯の拠出額が増えない仕組みとなっています。

流山市の賦課方式についてですが、現在の賦課方式は、医療分は3方式、後期分、介護分は2方式となっています。

千葉県は、支援金の標準的な賦課方式について「2方式」としています。理由としては、子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対しても賦課する「世帯別平等割」は馴染まないとしています。

そのため、流山市の賦課方式についても2方式を採用したいと考えて

います。

6 ページ目をご覧ください。

ポイント1としては千葉県が示す標準保険料率を採用するという点です。国は、子育て向けの給付と支援金負担の関係を明確化することを掲げています。また、国及び県は一般会計からの赤字繰入解消を求めており、本市においても赤字繰入の削減を進めています。

そのため、新たな赤字繰入を発生させないためには、県に納付する子ども・子育て支援金納付額に見合った保険料率を設定する必要があります。

料率は、納付金を賄うための保険料の参考として千葉県が示す「流山市標準保険料率」を採用します。

独自に設定する場合としては、先ほどご説明した医療分、後期分、介護分の例で申し上げますと、医療分と介護分については、こちらの方式となっています。

まず一般会計ですが、こちらは市民の皆様からの市民税などの収入を基に、社会福祉、教育、道路整備などの行政の基本的なサービスを行う一般会計というものがあります。

そして一般会計から区別して、国保は特別会計というものとなりまして、独立採算が原則ですが、現在、医療分、介護分については、本来保険料で確保すべき収入部分を一般会計からの補填、赤字繰入を行っており、独自の保険料となっています。実質的には国保被保険者の方以外の方からの税金を国保の会計の赤字の埋め合わせに使用しているものですので、現在、国、県から解消を求められているものです。

そういうことから、今回、子ども・子育て支援金については、標準保険料率を設定する場合ということで、一般会計からの赤字繰入を行わず、流山市の標準保険料率を設定したいと考えています。

参考までに、現在、流山市の当初予算での赤字繰入は約3.5億円となっています。

7 ページ目をご覧ください。

ポイント2としては、千葉県が示す標準保険料率については、仮算定数値を採用するという点です。

令和8年度の支援金納付額に係る標準保険料率については、令和7年1月に示された仮算定値と、令和8年1月に示される確定値の2種類

があります。

支援金導入に係る条例改正案及び予算案を令和8年第1回定例会に上程する必要があること、また、国保運営協議会での慎重な議論が必要なため、仮算定値を採用します。

8ページ目をご覧ください。

県算定の流山市標準保険料率について、これが、流山市の料率案となるものです。令和7年11月に、千葉県から、納付金必要額が示されました。そして、これを賄うための標準保険料率として、端数調整を行っておりますが、所得割が0.27%、均等割が、1,700円、18歳以上均等割が、100円という結果となっています。

そして、1人当たり支援金額となりますが、年額3,342円、月額278円となっています。

以前、皆様にご説明しました、国平均は年間3,000円、月額250円となっていますが、流山市の国保加入者の平均所得が、全国の平均所得を上回っていますので、平均の金額が高くなっています。

所得段階別の支援金額については、例えば、一人世帯の方で、保険料が最も低くなる、7割軽減の世帯ですと、年間500円、月額41円、そして、例えば所得900万円の方ですと、年間21,000円、月額1,750円となります。

この21,000円が支援金の賦課限度額、いわゆる上限額となっていますが、これは国から示されていませんので、仮で設定したものになります。今後、国から示されれば変更の可能性があります。

9ページ目をご覧ください。

国全体で必要となる支援金は段階的に増額となり、令和8年度6千億円、9年度8千億円、10年度1兆円規模となる予定です。

そのため、被保険者から徴収する支援金についても段階的に増額となります。

今後、本市においても、令和10年度まで段階的に支援金率の改定が必要となります。

10ページ目をご覧ください。

本日、12月12日、国保運営協議会第4回で、先ほど市長から諮問があり、私から説明させていただき、この後、質疑という形になります。

そして、12月23日に国保運営協議会の第5回を予定しております、本日の審議の進み具合次第にはなりますが、答申案の審議を予定しております。

令和8年1月13日には市長への答申書の提出を予定しております、同時に事務局としては、令和8年度予算案及び条例改正案の確定をしていくということになります。

それらを踏まえて、2月19日、令和8年第1回定例会への上程を予定しています。

以上で私からの説明となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

事務局からの説明にありましたとおり、子ども・子育て支援金制度につきましては、国の法改正により、令和8年度から導入することとなっています。

本市の国民健康保険においても、子ども・子育て支援金を国民健康保険料と合わせて賦課・徴収していく必要が生じます。

当該支援金については、5月23日の第1回協議会、8月22日の第2回協議会、そして委員の改選後の10月3日の第3回協議会と計3回にわたり、制度の概要等について事務局から説明がありました。

当協議会は、前回の協議会でも事務局から説明がありましたが、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて、審議し、答申する立場にあり、今回の案件は、まさにその重要事項に該当します。

そこで、皆様と審議していくことになりますが、今後の議事進行の流れとしまして、議論を2段階に分けまして、皆様の御意見をお聞きしていきたいと思います。

一段階目として、1ページから3ページまでの、子ども・子育て支援金制度そのものに関する議論をまず皆様とさせていただき、二段階目として、4ページ以下の、子ども・子育て支援金に係る賦課方式、料率設定について分けて議論していきたいと思います。恐縮ですが、ステップを上げさせていただいて、そうでないと議論が混ざってしまいますので

で、分けさせていただきたいと思います。議論の中で、事務局の方に質問があれば適宜、制度や考え方については事務局の方に聞いていきたいと思いますが、大前提として、国の法改正で導入が決まっている以上、導入の是非について、ここで議論してみても仕方ないところかなとは思います。ただ、我々市民の意見を、市に、行政に伝えられる重要な審議ではありますので、皆様の御意見をお聞かせいただいて答申書を作成したいと思います。それではまず、子ども・子育て支援金制度そのものに関する議論ということで、皆様の御意見、あるいは事務局への質問があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

よろしくお願ひいたします。

子ども・子育て支援金制度というのは、少子化もしくは人口減少、そういう国家的な課題に対して、社会全体で子育て世代を支える新たな仕組みだと承知しています。制度の導入により、子育て支援が拡充される一方で、全世代に負担が生じるということになります。新たな負担ですね。本来であれば、こういった支援の財源は、私は、税で賄うのが筋ではないかなというふうに思っていますが、そういう疑問もありますけれども、医療保険制度に上乗せし、支援金を徴収するという形に落ち着いておりますが、正直なところ、もやもやする部分があります。ただし、こういった制度の根本的な是非について、国の政策判断に関わるものでありますので、市町村の審議会でそういう部分について審議するのはなじまない面もあると思いますので、今回は資料に基づいて、質問を準備してきましたので、それを伺いたいと思います。2段階に分けられて最初は3ページ目までということでしょうか。

そうしますと、まず、一つ目の質問として、流山市の子ども・子育て支援金の担当部署における取組についてお伺いします。新たに設定された子ども・子育て支援金について、従来の国民健康保険に関する事務と比較してどのような点に違いがあるのか教えていただきたいと思います。また、本制度発足に伴って、担当部門としてどのような課題があると考えていて、今後どのような取組をしていくと考えているのかを伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

(議長)

委員、ありがとうございます。事務局、回答をお願いします。

(事務局)

保険年金課長の山崎です。よろしくお願ひ致します。

委員からいただいたご質疑についてお答えさせていただきます。まず、事務としてどのような点に違いがあるかということでございますが、徴収事務として新たに子ども・子育て支援金の徴収事務が加わることになりますが、特にこれまでの事務と違いはないものと考えております。

そして、2点目の課題、担当部門として、現在どのような課題を捉えているかという点についてでございますが、新たな制度が始まりますので、被保険者の方への周知・理解、それが課題であると考えております。我々の様々な媒体、広報、HP、そして自治会への回覧、出前講座等を利用して、周知広報を行っていきたいと考えております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

委員お願いします。

(委員)

関連してですが、今、出前講座とおっしゃいましたが、今まで周知のことやられたことはあるのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

出前講座でございますが、マイナ保険証に本格的に切り替わるときに、実際我々が出向いて出前講座を開催させていただいた経緯がございます。あと、今年度は保険料率改正がありましたので、新たにメニュー

として国保制度、国保財政の出前講座のメニューを加えさせていただいたところです。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

委員お願いします。

(委員)

3ページまでのところで、制度についてですが、高齢者と独身者について、冒頭で申し上げましたがそれに関連して、子育て支援の必要性には理解があるものの、直接的な恩恵を受けない層、これが高齢者と独身者なわけですが、「なぜ自分が支援金を負担する必要があるのか」という疑問を持つ人もいらっしゃるかと思います。特に高齢者や低所得の独身者に対しては、制度の意義だけでなく、十分な納得までには至らぬにしても、制度の必要性についてできるだけ多くの方から理解が得られるように、伝える努力が必要かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

委員御指摘のとおり、子ども・子育て支援金については、直接的な恩恵を受けにくい高齢者の方、また独身の方でしたり、それらを含む幅広い層から本制度の意義と必要について理解を得るための丁寧な説明、努力というものは極めて重要であると考えております。そのため、先ほど申し上げた周知方法手段もありますし、また実際に、子ども・子育て支援金の保険料の納入通知書というものを令和8年6月に発送する際も、リーフレットを入れさせていただいて、御理解を求めたいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

その他、制度そのものに関する御意見、御質疑等はいかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

2ページ目の具体的な事業についてですが、これはどこが担当するのでしょうか。今回の会議は支援金をどういただくかという話で、保険年金課は、支援金の徴収をするというのは分かるのですが、そのお金を配る側、特に上から3番目の乳幼児等の誰でも通園制度などは、すごく調整が大変であると思います。高齢者を扱っていると、例えば包括支援センターとか、ケアマネが汗を流しながらやっていると思いますが、こういうことは実際は今、どこが担当しているのでしょうか。

(議長)

事務局、回答お願いします。

(事務局)

こちらの制度は、例えば、児童手当の抜本的拡充でしたら、子ども家庭課になりますし、委員がおっしゃっていただいた、乳児のための支援給付、誰でも通園制度については、保育課が令和8年度からの実施に向けて準備、検討を進めているところであると聞いております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

質問ではないのですが、先ほど、委員からお話があった、直接的に制度の恩恵を受けられない方についてのお話は、前回も少し出たかと記憶しているのですが、忘れがちなところで少子化対策そのものということが社会課題としてなぜ必要なのかが根本にあるかと思います。先細りの人

口減少が全体的な経済に与える影響が大きいので、社会全体の課題として取り組まなければならないとして始まった話だと私は理解しています、そういうところを皆さんへの説明の中で丁寧に盛り込んでいただけたら理解を得られやすいのではないかと思いました。よろしくお願ひ致します。

(議長)

ありがとうございます。

その他、御意見、御質問はいかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

先ほどの委員のお話と重複するのですが、高齢者が直接恩恵を受けないという話は、どこに視点を持っていくか、何年後をターゲットに話を持っていくのかで理解度が違うものと思います。直近でしたら高齢者は恩恵を受けていない気持ちになってしまうと思うのですが、これは10年後、20年後、何十年後であつたら、国の経済・社会システム、地域の維持というところでは立ち行かなくなっていくであろうから子育て支援が必要となると、将来には、どの世代も恩恵を受けるというようなことになってくると思います。どの時点で恩恵を受ける、受けないを明確に説明をされたら、理解度が高まるのかなと思いました、一言添えさせていただけたらと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

その他、御意見、御質問はいかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

3ページまでの中で、3ページの右の上のところで制度創設に係る実質的な負担を生じない仕組みとあります、歳出改革とあるのですが、今まで歳出改革となるとジェネリック医薬品の推奨ですとか、多剤投与ですとかありましたが、新たに負担額は増えるものとしてそれを解消

するような別な取組を市で考えていらっしゃるのでしょうか。

(議長)

ありがとうございます。
事務局、回答お願いします。

(事務局)

こちらの歳出改革、賃上げというのは、国全体の話でございます。とくにこの歳出改革に関しては、今皆様も報道等で耳にすることがあるかもしれませんのですが、高額療養費制度の見直しでしたり、OCT類似薬の見直しでしたり、ああいった歳出改革を国の方で進め、それによって給付を減らし、現役世代の保険料負担も減らしていこうというのが、今の取組となっております。以上です。

(委員)

少し子育て支援とは違った話になるのですけれども、子どもが生まれて負担がかかるからそこに支援しようというのは国の考え方で、少子化につきましては、まずは結婚であったり、婚姻率を高めたりといったことの方がむしろ先ではないかと私は思ってしまうのですが、そういうことをあちこちの自治体で取り組んでいるようで、保険年金課の皆さんは専門外とは思いますが、流山市としてそういう婚姻率を上げるといった取組はあるのでしょうか。実際、流山に移り住んだ若い方が子どもを生んで育てるといったことはかなり多いのでしょうか、流山にもともと住んでいた方が結婚して流山に住み続けて子どもを増やすといったことも必要ではないかと思うのですが、そういう取組はないのでしょうか。

(事務局)

具体的にそういう市の取組は、市長が掲げる住み続ける価値の高い街という大方針のもと、子育て施策、子ども・子育て世帯の住みやすい環境づくりは市全体として進めているところです。今、資料では、子育て世帯への給付拡充といったことで子ども・子育て支援金制度の財源を使っての6事業が挙げられているのですが、この大元には国の子ども未

来戦略という国の大きな計画がありまして、それ以外にも様々な少子化対策が挙げられておりますので、国が今後予算編成の中で適宜実行していくものであると考えます。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

その他、御意見いかがでしょうか。

(議長)

それでは、前段のところは議論が出尽くしたと思いますが、この協議会の市長からの諮問に対する答申の方向性としては、制度の周知、理解の徹底を図ってくださいという方向性かと思います。その中で、委員のおっしゃってくださったような、より分かりやすい、深い理解を得られるような説明方法で工夫しながら、制度の周知、理解を徹底してほしいというところが我々協議会の答申の方向性かと思います。

それでは、次の二つ目の議論で、賦課方式、料率設定についてです。前提として流山市が負担しなければならない額というのは県の方から通知されている上で、それをどのような方法で賦課するのか、料率をどのように設定するのかといったところを、流山市としてはこの説明にあつたような賦課方法でどうかと、我々委員に諮問があった状況ですが、これについて皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

委員、お願いします。

(委員)

私は被用者保険の出身なですから、この均等割という2方式はあまりなじみのないところなのですが、5ページのところで、質問がございます。賦課について、被保険者を18歳未満と18歳以上に分けて、所得割、それと均等割をかけていく、18歳未満ですと普通は就学していれば所得はゼロ、だから新たな負担はないというのは良いと思います。ところが18歳以上の被保険者ですと、所得割と均等割と、18歳未満の人たちの分の均等割の部分を18歳以上で分ける。となると、18歳以上の被保険者には、18歳未満の子どもを持つ世帯の親とそうでない親と二通りある。それが同列ということになりますと、子を持つ

親としては負担が増えるということになってしまふのではないでしょ
うか。そうすると、このページの下から2行目にあるように18歳以下を
含む世帯に対して賦課する世帯割はなじまないといっているのと似通つ
た施策になつてしまふのではないかという疑問を感じましたので、質問
です。

(議長)

ありがとうございます。
事務局、回答お願ひします。

(事務局)

まず、こちら18歳未満被保険者ということで、例えば、両親二人お
子さんが一人のご家庭の場合、当然そのお子様についてはその保険料は
かかりないです。そして、例えば、18歳以上のおひとり暮らしの方、
その方にはお子様がいらっしゃいませんので、このお子様一人に対して
の均等割はかかりますが、具体的に数字を申し上げた方が分かりや
すいかもしだれますが、18歳未満の被保険者の方は、約2,000
人程度います。大体金額にしますと、18歳未満分のバツで書かれてい
る均等割が国保全体として大体250万円くらいになるのですが、その
約250万円を18歳以上の全員で分かち合うというイメージです。そ
れはお子さんがある方でない方も、委員御指摘のとおり18歳以上均
等割の子どもの分はかかるのですが、あくまでも子供のいる方、いない
方に関係なく18歳以上の大人でカバーしていこうとするものです。た
だし、(2)の賦課方式のところで説明させていただいていますが、こ
れにさらに世帯別平等割がかかるとそれは、子どもにいる世帯にとつ
ても負担になつてきますので、流山市の賦課方式としては2方式と考え
ております。お子様いる方、いない方関わらず、全ての大人で支えていく
というところが趣旨となつております。以上です。

(議長)

委員、いかがでしようか。

(委員)

分かりました。

(議長)

今の御説明のところは、資料の5ページで、子どもがいる世帯の拠出額が増えないという表現が、委員の疑問につながったのかなと思います。これは、全体的なあらゆる場面で当てはまる文言でないような気がします。

(事務局)

こちらの子どものいる世帯の拠出額が増えないということでございますが、仮に子どもの均等割のバツのところがなく、均等割が賦課されると、子どもの人数に応じて増えていくことになります。お子様おひとりから、例えば3人、4人といらっしゃる方には、子どもの数に応じてそれぞれかかっていきますので、いわゆる少子化対策に逆行するものになってしまいますので、あくまでも子供の数に応じてその世帯に均等割はかかるものではなく、からない分、代わりに全ての大人でその金額を賄うといった形になっております。以上です。

(議長)

質問が出そうな表現は避けて周知した方がよいかとは思います。

(事務局)

工夫してまいります。

(議長)

やはり時間が限られていますので、問合せがたくさん来て、皆さんのが電話を取ることになると税金の無駄遣いになりますので。

委員、ありがとうございました。

委員、お願いします。

(委員)

では、3つほどお伺いしたいのですけれども、仮算定値と確定値の件で7ページになります。今回の料率設定は仮算定値に基づいています

が、令和8年1月に確定値が示された際に大きな差が生じた場合、保険料率の見直しや市民への説明はどのように行うと考えているのでしょうか。

(議長)

一つずつ回答ということであれば、事務局、回答をお願いします。

(事務局)

考えられるパターンとして、確定値が仮算定値を上回った場合、又は逆に確定値が仮算定値から下回った場合の両方があると思いますが、現時点では、どちらになったとしても、例えば議会上程までにこの案を変更する、又は令和8年度中にこの料率を変更することは考えておりません。採用した標準保険料率で令和8年度がこれから始まるわけですが、仮算定値、確定数値のどちらが結果的に過不足ない収支を得られているかは、令和8年度が始まって、社会経済情勢等の動向もありますので、令和8年度中の収入状況や決算的見地も踏まえ確認する必要があると考えております。そのため、令和8年度中の支援金の収支状況を踏まえ、過不足の状況に応じて、例えば、令和8年中の補正予算で前年度繰越金や基金などの活用などの検討したり、また、見直しが予定される令和9年度の支援率設定の際に、対応を検討していきたいと考えています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

委員、次の質問をお願いします。

(委員)

次は、低所得者等に対する負担軽減措置についてですが、国民健康保険料には所得に応じた軽減制度がありますが、子育て支援金の新たな負担が加わることで、特に低所得の高齢者や独身者にとっては実質的な負担が増す可能性があります。支援金部分についても、既存の軽減制度と連動した対応は検討されているのでしょうか。

(議長)

ありがとうございます。
事務局、回答お願いします。

(事務局)

負担軽減の話かと思いますが、子ども・子育て支援金制度においても、従来の国民健康保険料と同様に、被保険者の方の所得に応じて7割・5割・2割の保険料軽減が適用される仕組みでございますので、我々としてはこれらの軽減をより適切に適用していくことが重要であると考えています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

この7割・5割・2割というのは、従来から決まっていたことなのでしょうか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

分かりました。それに関連してなのですが、支援金の趣旨から考えると、児童扶養手当を受給している世帯の軽減措置があってもよいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。そのようなひとり親家庭のところからも支援金を徴収するというのは趣旨からするとどうなのかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

(議長)

ありがとうございます。
事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

今のところ、市で独自の減免は検討しておりませんが、所得に応じてこの7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございますので、それを適切に適用していきたいと考えております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

(委員)

そうすると、それ以上の軽減とか、徴収しないといった措置はしないということですが、考えていただければいいなと思います。

最後に、子育て支援金部分の金額の表示等についてですが、子育て支援金は国民健康保険料と合わせて徴収される仕組みですね。制度の透明性を確保し、市民の理解を得るためにも、支援金部分の金額が明確に分かる仕組みが必要だと考えます。市として、こうした情報提供のあり方や仕組みについてどのようにされる予定なのか教えていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

(事務局)

国民健康保険料の納入通知書を毎年送らせていただいておりまして、そこに国民健康保険料の明細があり、現在は医療分、支援金分、介護分の内訳を記載していますが、令和8年度以降は、新たに子ども・子育て支援金分が加わる予定で、支払の内訳が分かるようになっていきます。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

意見というより教えていただきたいのですが、8ページに具体的な金額の案が出ているのですが、1人世帯、2人世帯、3人世帯で、どうして微妙に金額が変わってくるのか、全部、所得900万の人は変わらないようですが、そこから下の所得では変わってくるのはどのような計算によるものでしょうか。

(事務局)

これは人数応じて均等割の金額が変わってきますので、その部分が加わっているというものになります。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

教えていただきたいのですが、6ページの、ポイント1で千葉県が示す標準保険料率を採用とありますて、これと矢印のところの千葉県が示す「流山市標準保険料率」とは一緒のものなのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

これは、流山市に対して、このぐらい集めなさいとの目安ですね。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員)

市町村によって料率が変わっているということですね。流山の場合、子どもの数が多いわけですが、市町村によってそれで料率が変わっているということですね。

(事務局)

標準保険料率に関しては、子どもの数というよりは、流山市の18歳以上の被保険者の数、それと所得シェアというのもございますので、いわゆる国保の人数と所得に応じて、各市に振り分けられるというイメージかと思います。

(議長)

ありがとうございます。
その他ございますでしょうか。
委員お願いします。

(委員)

同じく6ページで、独自の保険料から標準保険料に変えると、その理由として、一般会計からの赤字繰入れをやめる、これは普通の感覚からすると全く当たり前のことでございまして、そのためにも標準保険料率を採用するというのは妥当だなと思います。私のところでもむかし、健康保険組合で母体企業から寄付金を受け取ったのが、厚労省からお叱りを受けたことがあってそのために健康保険料があるのだからきちんと算定し直せと言われたことがあります。英断だと思います。

(議長)

ありがとうございます。
その他、御意見、御質疑はいかがでしょうか。
委員お願いします。

(委員)

今、委員からあった御意見と全く私も同感でございまして、私共も被用者保険でございます。繰入れにつきましては、例えば流山市民としてお勤めの会社の方で保険料を払われている、また、あるいは公務員の方であれば私共の方の共済組合で保険料を払っていただいているという方が、保険料を払いながら一方で市民として税金を払っているものが、実際には、自分とはあまり関係のない国民健康保険の加入の方のいわゆる

負担緩和財源として投入されているのかなと思いますので、資料の6ページに書かれております、標準保険料率に従っております事務局の案は適切であると私も考えております。

(議長)

ありがとうございます。

その他、御意見はいかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

料率の話ではないのですが、最後の方の、9ページに載っているようには、毎年、予定としてあと2年間かけて上がるわけですけども、今回のような短期集中的な議論を来年、再来年も一応やらないといけないのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

大変申し訳ございません。国保料の改正というのは、非常に大事な法でも定められた審議会での重要審議事項の一つでもございますので、我々として是非、また皆さんの意見をまた諮問、答申を経て伺っていきたいと考えております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、御意見が出尽くしたようでございます。まず、皆さんの議論をお聞きして、県が示す流山市標準保険料率を採用する旨の提案に関しては、概ね、概ねというか、審議会としては、合意できますと、しかし委員から出ましたけれども、何らかの担税力というか、負担する力の弱い世帯に対しての軽減措置は検討できないのでしょうかとの御意見が出たということや、それから新しい負担ですので、内訳をしっかり示す、そして計算方法や金額の根拠について、委員からありましたけれど

も、何がどう違うのかというところを分かりやすく伝えてほしいとの意見が出ました。今、皆さんに御意見をいただいたわけですが、この皆さんから二つに分けて御意見をいただいた方向性で一旦答申案を作成させていただきたいと思うのですが、皆さんよろしいでしょうか。

拍手をもって承認

(議長)

それでは、私の方で事務局と話して今日の案をまとめて答申案を作成させていただきたいと思います。次回、12月23日の第5回運営協議会で皆様に答申案を御覧になっていただいてまた審議していただいて進めさせていただこうと思います。万一、意見の伝え漏れがあったとか、そういうことがあれば、今、事務局が連絡先を配らせていただいておりますがメールアドレスが書いておりますので、事務局の方にメールをしていただいて、又はメールが難しい方は、FAXか来庁していただくのか、一旦事務局にお電話していただいて、このような機会を活用していただいて皆さんの御意見を取りまとめさせていただきたいと思います。時間の制約がございましてこのような方法を活用して御連絡していただく方は、16日火曜日を一旦期限にさせていただきたいと思います。メールをお使いの方は電話がなく直接メールをしていただいて結構です。

(委員)

諮問に対して意見があれば、16日までに提出してしてくださいとのことですね。

(議長)

答申案について言えなかった方、言い漏れた方、今日、出尽くしていなかった場合には、御意見があれば16日までにいて、23日の答申書の案の原稿を作るのにその御意見を反映したいということです。

(委員)

そうすると、議論の段階でまだまだ意見があればとのことです。

(議長)

本当はここで皆さん、御意見が出尽くしましたねとしてもいいのですが、そもそも質問から答申までが近いので、今日1回の1時間弱の協議会では不十分かと思いまして、後から思いついたこと等があったら、皆さん、16日までに追加で御意見をいただけたらなと思います。

(委員)

了解です。

(議長)

お願ひします。

その他、御意見いかがでしょうか。

(議長)

ご質問がないようですので、次に進みます。

他に何かありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第4回国民健康保険運営協議会を閉会します。